



福岡医発第 510 号 (地)
令和 3 年 5 月 17 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

子ども医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度の改正について

福岡市の子ども医療費助成制度及びひとり親家庭等医療費助成制度につきまして、令和 3 年 7 月 1 日診療分より下記のとおり改正する旨、福岡市より通知がありました。

新しい医療証の発送は 6 月中旬を予定されており、受給者番号の変更はありません。

つきましては、貴会会員への周知方よろしく願いたします。

なお、詳細につきましては、別添をご参照いただく又は、福岡市保健福祉局生活福祉部 保険医療課医療助成係 (092-711-4235) までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

記

<子ども医療費助成制度>

		令和 3 年 6 月 30 日診療分まで	令和 3 年 7 月 1 日診療分から
医療証の色		クリーム色	<u>さくら色</u>
通院	3 歳未満	自己負担なし	自己負担なし
	3 歳以上就学前	600 円／月まで (※)	500 円／月まで (※)
	小学生	1,200 円／月まで (※)	
	中学生	助成無し	
入院		中学校 3 年生まで自己負担なし	自己負担なし
薬局での自己負担		小学校 6 年生まで自己負担なし	<u>中学校 3 年生まで自己負担なし</u>

※ 1 医療機関あたり

<ひとり親家庭等医療費助成制度>

小・中学生は入院にかかる医療費のみ自己負担相当額が全額助成されます。

・通院

		令和3年6月30日診療分まで
医療証の色		オレンジ色
児童	小学生	800円／月まで（※）
	中学生	
	高校生世代	
親		



令和3年7月1日診療分から
オレンジ色
500円／月まで（※）
800円／月まで（※）

※1医療機関あたり

・入院

500円／日（月7日まで・1医療機関あたり）

※小・中学生はなし。

以上

(公印省略)
保 保 医 第 3 号
令和3年4月26日

公益社団法人 福岡県医師会
会 長 松田 峻一良 様

福 岡 市 長 高島 宗一郎
(保健福祉局生活福祉部保険医療課)

子ども医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度の改正について

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より本市医療費助成制度の運営につきましては、格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市の子ども医療費助成制度及びひとり親家庭等医療費助成制度は、下記のとおり、令和3年7月1日から改正いたします。7月以降の診療に際しましては、新医療証にて受給資格の確認を行っていただきますよう、貴会会員へのご周知をお願いいたします。

また、掲示用ポスターを作成いたしましたので、併せて送付いたします。

今後とも本市医療費助成制度の実施にご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 改正時期

令和3年7月1日診療分から

2 改正内容

(1) 子ども医療費助成制度

健康保険の診療対象となる医療費の自己負担相当額のうち、下記の費用を除いた額を助成します。

<令和3年6月30日診療分まで>				<令和3年7月1日診療分から>		
医療証の色	クリーム色			医療証の色	さくら色	
通院	3歳未満	自己負担なし		通院	3歳未満	自己負担なし
	3歳以上就学前	600円/月 まで(※)			3歳以上就学前	500円/月 まで(※)
	小学生	1,200円/月 まで(※)			小学生	
	中学生	助成なし			中学生	
入院	中学校3年生まで自己負担なし			入院	中学校3年生まで自己負担なし	
薬局での自己負担	小学校6年生まで自己負担なし			薬局での自己負担	中学校3年生まで自己負担なし	

※1医療機関あたり

(2) ひとり親家庭等医療費助成制度

健康保険の診療対象となる医療費の自己負担相当額のうち、下記の費用を除いた額を助成します。

小・中学生は入院にかかる医療費のみ自己負担相当額を全額助成します。

○通院 下表のとおり

○入院 500円/日（月7日まで・1医療機関あたり） ※小・中学生はなし

<令和3年6月30日診療分まで>				<令和3年7月1日診療分から>		
医療証の色	オレンジ色			医療証の色	オレンジ色	
児童	小学生	800円/月 まで(※)	➡	児童	小学生	500円/月 まで(※)
	中学生				中学生	
	高校生世代				高校生世代	800円/月 まで(※)
親				親		

※1医療機関あたり

※1医療機関あたり

3 その他

- (1) 新しい医療証の発送は6月中旬を予定しています。
- (2) 受給者番号の変更はありません。

《問い合わせ先》

福岡市保健福祉局生活福祉部保険医療課医療助成係
担当：藤井・室屋

TEL：(092)-711-4235 FAX：(092)-733-5441

令和3年7月から 子ども医療の通院助成を 中学生までに拡大します！！



3歳から中学生は **一律500円**まで

令和3年6月30日まで

医療証の色	クリーム色	
通 院	3歳未満	自己負担なし
	3歳以上就学前	600円/月まで
	小学生	1,200円/月まで
	中学生	助成なし
入 院	中学校3年生まで 自己負担なし	
薬局での自己負担	小学校6年生まで 自己負担なし	

令和3年7月1日から

医療証の色	さくら色	
通 院	3 歳未満	自己負担なし
	3 歳以上 就学前	500円/月まで (1 医療機関あたり)
	小学生	
	中学生	
入 院	中学校 3 年生まで 自己負担なし	
薬局での 自己負担	<u>中学校 3 年生まで</u> 自己負担なし	

- ※ 健康保険の診療対象となる医療費の自己負担相当額のうち、上記の費用を除いた額を助成します。
- ※ 「3歳以上」・・・3歳の誕生日の翌月1日から（1日生まれの人は誕生日から）
- ※ 「中学校3年生まで」・・・15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで
- ※ 小・中学生でひとり親家庭等医療費の助成が受けられる場合や、3歳以上で重度障がい者医療費の助成が受けられる場合は、そちらを優先して適用します。
- ※ 入院中の食事代や個室代、健康診断、歯科の特殊な材料などの健康保険がきかない費用は、助成の対象となりません。

お問い合わせ・お手続きは お住まいの 区役所・出張所 保険年金担当課へ